

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、理容師のアシスタントとして、シャンプー、マッサージ及び髪の毛を乾かす業務に従事していたが、指に切り傷のようなあかざれができ、痒み、痛みが生じ、かさかさになり、腕は赤く腫れ上がり、痛みが生じ、ひどくなったため、〇医院を受診し、「皮脂欠乏性湿疹（両手）」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

理容業務でのシャンプー剤が原因による手荒れに間違いはない。

したがって、業務上の事由によるものとは認められないとして行った監督署長の決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人は、新人で入社しているため、主にシャンプー業務を行っており、他の労働者と比べてシャンプーにかかる業務量は多かった。

(2) 業務で使用していたシャンプー剤の成分には、皮膚への刺激が強く、手荒れの原因となりうる物質が含まれており、〇医院医師の意見からも、シャンプーにより皮脂欠乏症を招来させる可能性が高く、皮表に多数の傷、亀裂が生じやすくなり、その状態のままシャンプーの洗浄処置を継続すると、かゆみ等の炎症症状が進み、湿疹が悪化することが認められる。

(3) しかし、上記の症状は、もともと皮膚の弱い遺伝性の体質（アトピー体質）を持っている場合に顕著になりやすいとの医師の意見であることから、アトピー体質であった請求人が、理容業に就いたことにより、慢性の湿疹が生じたものと認められる。

よって、請求人の症状は、シャンプーの刺激成分が、もともと皮膚の弱い体質であるため、皮膚に影響し出現したものである。

以上から、不支給決定をしたものである。

4 審査官の判断

(1) 〇医院医師は、請求人の症状について、「問診上、鼻炎、結膜炎があり、もともとアトピー体質を持っていることが推認される」と所見しているが、検査が実施されていないことから確定診断には至っていない。また、請求人は、アトピー体質は認めておらず、また受診歴も認められない。

(2) 他店において、シャンプー業務に従事していた労働者について、シャンプーに含まれる有害物質が原因であるとして、業務上の疾病と認められたケースもある。

(3) 以上から、アトピー体質について、主治医は推測とし検査も実施していないことから確定診断には至っていないものである。仮に、皮膚が弱いという体質があったにせよ、業務で使用した有害物質により発症したことは明らかであり、医学的にも湿疹の悪化を示唆する所見があること、医学文献においても外来刺激により発症するものであることから、業務上の有害因子にばく露したことにより基礎疾患または既存疾病の自然経過を超えて増悪し、発症したと医学的に認められる。

(4) 以上のことから、本件疾病は、業務上の事由によるものと判断できることから、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。